

再資源化預託金等の運用の基本方針

⇒詳細は「業務規程」内の「資金管理業務規程（別紙）再資源化預託金等の運用の基本方針」をご参照ください。

再資源化預託金等は、自動車所有者から預託された預り金であり、自動車製造業者等に払渡されるまで、安全確実に管理運用することが資金管理センターの役割ですので、以下のとおり運用の基本方針を定めています。

運用の目的・目標

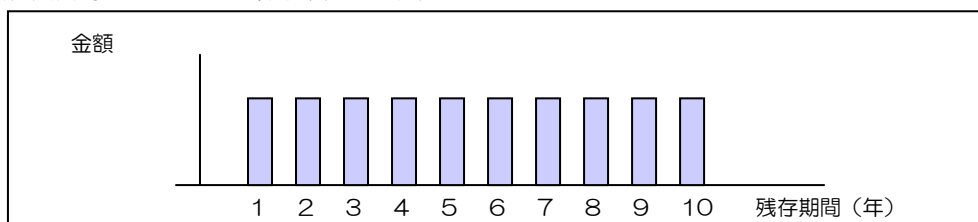
- 安全・確実に管理運用すること。
- 元本確保を前提とし、その上で一定程度市場の金利動向を踏まえた運用収益を確保すること。

運用対象資産の範囲

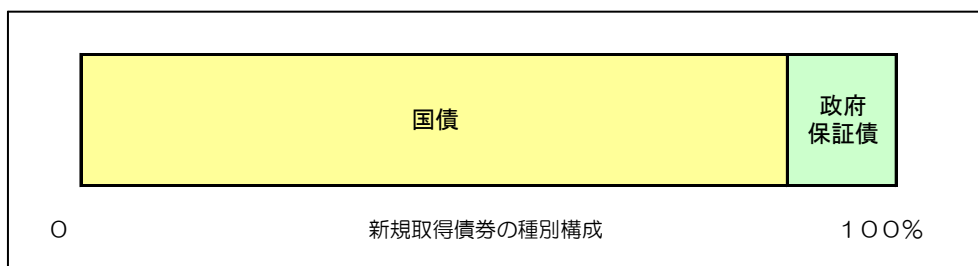
- 満期まで保有することを前提に、国債・政府保証債や財投機関債・地方債・社債・金融債の格付の高い信用力のある債券と、銀行預金などに限定します。
- 取得した後に、定められた水準以下に格付が低下したときは原則として売却します。

運用対象資産の構成

- 満期まで保有することを前提とした期間10年のラダー（梯子）型運用を原則とし、債券を満期までの残存期間毎にほぼ同じ金額分保有します。



- 平成25年1月1日以降における新規取得債券の種別構成は、国債、政府保証債の市場での年限10年債券の比率に準じたものとします。



運用成果の評価

- 運用が適切になされているかどうかを判断する材料として、「10年利付国債による平均利回り」を指標として用い、四半期及び年度での運用評価を行います。